

「はい、こちら企業の労働110番です」。  
お電話は、カフェを経営する社長様でした。

名北協会相談員日誌 82



船岡社会保険労務士事務所 所長  
名北労働基準協会専門相談員  
社会保険労務士

船 固 和 彦

## 有期契約労働者 「2018年問題」への対応

た内容は、平成25年4月1日に施行された『改正労働契約法』の中の「無期労働契約への転換（法第18条）』に関する制度のことです。

なく、申し込みが行われた契約期間終了日の翌日つまり次の契約更新のタイミングで無期労働契約となるのです。

また、通算5年の起算は、改正労働契約法の施行日である、平成25年4月1日以降に開始した（または更新した）有期



員にしなければならないと知人から聞いたけど、本当なの？ そうであれば、5年経つ前に雇止めはできないの？」 というのでした。

「**有期**」  
えて締結（更  
新）された契  
約の期間内で  
あればいつでも申し込み  
ができ、申し込んだ時点  
で無期労働契約が成立し  
会社側に拒否権はありま  
せん。

労働契約からとなります。そのため1年を超える有期労働契約を除くと、最短であれば平成30年（2018年）4月1日を始期とする契約から無期転換の権利が労働者に発生することになります。

なお、同じ会社で一定期間の無契約期間がある

ヨンが高まり、働き甲斐のある人事制度を整える機会となることもお話ししました。

通算5年を超えたときに、労働者が会社に申し込みをすることで、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換で

場合には、有期労働契約期間を通算しない「クーリング期間」の制度や定年後の再雇用者など、一定の条件に該当し労働局に申請することで無期転換の対象から除外できる規定もあります。

ことを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることのはずですが、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものでないこと、また、有期労働契約の満了前に会社が更新年数や更新回数の上限などを一方的に設けた場合、雇止めをすることが許されないケースもあり、慎重に検討して頂くようお願いしまし

なお、当協会では10月  
16日(月)午後1時30分より  
ワインクあいち（愛知県  
産業労働センター）にて  
「2018年問題による  
『無期労働契約転換者』  
同一労働同一賃金の原則  
に反しない待遇と適正な  
労働条件の決定」をテー  
マとする、第3回労働ト  
ラブル防止総合講座を開  
催いたします。お問い合わせ  
・お申し込みは、当  
協会総合受付（☎052  
- 961-1666）まで。